

議案第6号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年2月13日

沖縄県教育委員会

教育長が「沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

「沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」に対する意見

「沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教保第2116号
平成20年2月12日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事

沖縄県
知事

県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（案）」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例（案）

平成20年2月議会（定例会）

教育庁保健体育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁保健体育課

1 件名

沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第4条の規定によりスポーツ振興法第18条第5項が同条第6項に繰り下げるに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 条例で引用しているスポーツ振興法の規定の条項を改めることとする。（第1条関係）
- (2) この条例は、平成20年4月1日から施行することとする。（附則）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第97号）附則4条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖縄県スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

沖縄県スポーツ振興審議会条例（昭和48年沖縄県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第5項」を「第18条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年2月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律によりスポーツ振興法の一部が改められることになり、条例の規定を整頓する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

		沖縄県スポーツ振興審議会条例（昭和48年沖縄県条例第16号）新旧対照表	
	改 正 案	現 行	行
(趣旨)	(趣旨)	(趣旨)	(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号。以下「法」といいう。）第18条第6項の規定に基づき、同条第1項に規定する審議会の委員の定数、任期その他の必要な事項を定めるものとする。

第1条 この条例は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号。以下「法」という。）第18条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する審議会の委員の定数、任期その他の必要な事項を定めるものとする。

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。